



# 令和3年度 伊奈町敬老会



新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、昨年と同様に対象者を限定して開催します。（75歳以上の方の一般招待は行いません。）

## 招待者▼

- ・金婚を迎えるご夫婦（昭和47年中またはそれ以前に入籍されたご夫婦で、1年以上町内に住所を有し、過去に市町村の金婚祝を受けていない方）
- ・白寿を迎える方（大正12年生まれの方）
- ・米寿を迎える方（昭和9年生まれの方）

日 9月19日(日)10時～ 場 総合センター

金婚を迎えるご夫婦は、8月31日(火)までに婚姻日がわかるもの（戸籍謄本等、写しでも可）と印鑑を持参のうえ、福祉課窓口へ

※対象となるご夫婦へ個別の案内はしていません。

## 地区敬老会開催とお買物券について

国では、住み慣れた地域で末永く生活できるような体制の構築を図る「地域包括ケアシステム」を推進し

ています。

町でもこのシステムを推進するため、従来町が実施していた75歳以上の方を招待し実施していた敬老会を、各区単位で実施できるようにしました。各区で準備や開催方法の検討期間が必要なため、今年度は次の区で実施予定です。敬老会実施内容は、各区から後日お知らせがあります。

- ・綾瀬南 ・中央 ・柴中荻 ・若榎
- ・小針新宿 ・小針内宿 ・光ヶ丘

なお、上記の区の方には町からの記念品（お買物券）引換券の送付はありませんので、ご了承ください。上記以外の区の方には、町から記念品（お買物券）引換券を郵送しますので、後日お受け取りください。

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

図 福祉課☎2126



## 生理用品を無償配布しています

新型コロナウイルス感染症の長期化による影響で、経済的に困窮している女性を支援するため、生理用品を無償配布しています。

※在庫がなくなり次第終了。

函 町内在住で、経済的に困窮している方（条件はありません。）

内 生理用ナプキン（お一人様1パック）

## 配布場所▼

- ①福祉課
- ②子育て支援課
- ③伊奈町子育て支援センター（北保育所内）
- ④つどいの広場（ゆめくる内）
- ⑤伊奈町社会福祉協議会（ふれあい福祉センター内）

## 配布日時▼

- ①②③⑤…平日 8時30分～17時15分
- ④…月曜日：13時～16時、
- 水・金曜日：9時～12時

## 配布方法▼

予約は不要です。窓口を設置されたイラストを指差ししていただければお渡しします。お名前やご住所などもお聞きしませんので、安心してお越しください。

## その他▼

新型コロナウイルス感染症の長期化により、経済的に困窮している世帯の方、緊急を要する方のご相談も受付しています。

図 福祉課☎2126



## 行政相談委員に 風間 昭彦 氏（再任） 吉澤 恵子 氏（新任）

行政相談委員は、民間の有識者の中から総務大臣が委嘱をしているもので、住民の皆様からの行政に関する要望や苦情などの相談に応じます。

町では、毎月第3火曜日に行政相談を行っています。詳しくは、広報いなな各種無料相談のページをご覧ください。

図 住民相談室☎2213

## ありがとう ございました



♥深作隆一氏から南中学校に、クラシックギター2本のご寄附がありました。音楽の授業等において活用させていただきます。

♥谷口文子氏から3万円、いきがい「りんりんの会」から1万円を社会福祉に役立ててほしいとご寄附がありました。社会福祉協議会で有効に活用させていただきます。

# 介護保険についてのお知らせ

固 福祉課 2123

## 令和3年8月から介護保険制度が改正されます

施設入所者の自己負担限度額の認定要件と食費・居住費の限度額（1日あたり）が表のとおり変更になります。

| 利用者負担段階 | 所得の状況※1                                | 預貯金等※2の資産の状況                 | 居住費（滞在費）         |      |         |             | 食費                 |
|---------|----------------------------------------|------------------------------|------------------|------|---------|-------------|--------------------|
|         |                                        |                              | 従来型個室            | 多床室  | ユニット型個室 | ユニット型個室的多床室 |                    |
| 1       | 生活保護受給者等                               | 単身：1,000万円以下<br>夫婦：2,000万円以下 | 490円<br>(320円)   | 0円   | 820円    | 490円        | 300円               |
| 2       | 世帯全員が住民税非課税<br>前年の合計所得金額＋年金収入額80万円以下の方 | 単身：650万円以下<br>夫婦：1,650万円以下   | 490円<br>(420円)   | 370円 | 820円    | 490円        | 390円<br>[600円]     |
| 3-①     | 前年の合計所得金額＋年金収入額80万円超120万円以下の方          | 単身：550万円以下<br>夫婦：1,550万円以下   | 1,310円<br>(820円) | 370円 | 1,310円  | 1,310円      | 650円<br>[1,000円]   |
| 3-②     | 前年の合計所得金額＋年金収入額120万円超の方                | 単身：500万円以下<br>夫婦：1,500万円以下   | 1,310円<br>(820円) | 370円 | 1,310円  | 1,310円      | 1,360円<br>[1,300円] |

- （ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。  
 [ ] 内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。  
 ※1 住民票上世帯が異なる配偶者（婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外）の所得も判断材料とします。  
 ※2 預貯金等に含まれるもの…資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの

高額介護サービス費の対象となる方の区分が細分化され、表のとおり変更になります。

### 自己負担額の限度額（月額）

| 区 分                                          | 限度額                        |
|----------------------------------------------|----------------------------|
| 年収約1,160万円以上の方                               | 140,100円（世帯）               |
| 年収約770万円以上1,160万円未満の方                        | 93,000円（世帯）                |
| 年収約383万円以上770万円未満の方                          | 44,400円（世帯）                |
| 上記以外の住民税課税世帯の方                               | 44,400円（世帯）                |
| 世帯全員が住民税非課税                                  | 24,600円（世帯）                |
| ・ 老齢福祉年金受給者<br>・ 前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方等 | 24,600円（世帯）<br>15,000円（個人） |
| 生活保護受給者等                                     | 15,000円（個人）                |

## 介護サービス利用料負担軽減事業

介護保険で受けられるサービスの利用料自己負担額の一部を軽減する事業です。

- 固 ・ 住民税非課税世帯に属する方（世帯分離している配偶者が課税されている場合は対象外）  
 ・ 預貯金等が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下の方

※施設入所者の居住費と食費の限度額認定については対象要件・限度額が変更になります。

※令和2年度の軽減認定を受けている方には、申請書を後日送付します。

### 軽減を受ける場合は助成申請が必要です

介護サービス利用後、サービス利用料の自己負担額軽減費を受け取るためには、助成申請が必要です。軽減認定をお持ちの方は、介護サービスをご利用後、忘れずに助成申請をしてください。